

News Letter 2025年5月号

すでに融資を受けている、これから融資を検討される方も！ 貸上げ貸付利率特例制度



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 貸上げ貸付利率特例制度とは
- 2 制度概要
- 3 メリット
- 4 申請手続きの流れ

① 貸上げ貸付利率特例制度とは

日本政策金融公庫が提供する融資制度で、従業員の貸上げに取り組もうとする中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより当該取組みを促進することを目的とする制度です。中小企業事業と国民生活事業があります。

日本政策金融公庫が提供する2つの主要な融資事業

中小企業事業とは

中小企業や中堅企業を対象とし、より多様で大きな資金ニーズに対応した融資制度を提供、事業拡大や設備投資など、中小企業の成長を支援



国民生活事業とは

個人事業主や創業時の企業、小規模など比較的事業規模の小さな企業を対象に融資を行い、小口融資が中心で、平均融資額は比較的少額で創業資金や運転資金、教育ローンなど、幅広いニーズに対応



② 制度概要

中小企業事業		国民生活事業	
対象者	雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して 2.5%以上 増加する見込みがある方(最近の決算期において既に増加している方を含みます。)	対象者	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上 増加する見込みがある方(注2)
融資限度額	適用する特別貸付制度の融資限度額	貸付利率	各融資制度に定める利率 -0.5% (貸付日から 2年間) (※)利率の下限は0.3%
適用利率適用期間	適用する特別貸付制度に定める利率からご融資後 2年間0.5% を控除します。	その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。
その他	事業の用に使用されない土地の取得については本制度の対象にできません。 上記以外の融資条件は、各特別貸付制度で定められています。		—

(注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

(注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

③ メリット

① 金利負担の軽減

通常の融資利率から0.5%引き下げられた利率が適用されるため、資金調達のコストを抑えることができます。

② 従業員の賃上げ促進

賃上げを行う事業者が対象となるため、従業員のモチベーション向上や企業の社会的評価の向上につながります。

③ 幅広い事業者が利用可能

小規模事業者から中小企業まで、幅広い事業者が利用できる制度です。

④ 柔軟な利用条件

賃上げ計画を提出することで、賃上げの実施前でも制度を利用できる場合があります。

④ 申請手続きの流れ

申込方法(国民生活事業の場合)

相談

日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口で直接相談

申込

必要書類の準備

- ・ 貸上げ計画書、貸上げ報告書を作成します。
- ・ その他、日本政策金融公庫が指定する必要な書類を揃えます。

審査・融資

こんな方におすすめ

従業員を雇ったり既存従業員の貸上げを検討かつ、融資の申込みをしたい

- ・ すでに融資を受けている方でも追加融資として活用可能！
- ・ これから借入を検討の方



※一部ご利用いただけない融資制度もございます。

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼